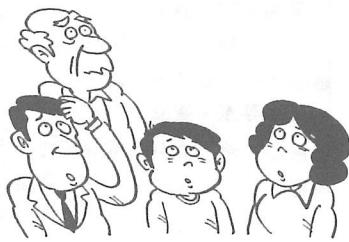




医療費が高額になつたら



国民健康保険に加入の方が、お医者さんにおかつた場合、3割(退職者は2割)の一部負担金を支払いますが、同じ患者さんが同じ月内に一つのお医者さんに支払った一部負担金が一定額を超えた場合、超えた額を国保から後日払い戻されます。町国保では、該当すると思われる方には、前もつて通知を差し上げていますので、この通知が届いたら

- ①被保険者証
- ②認印
- ③お医者さんに支払った医療費の領収書を持つて役場住民課まで申請の手続においてください。

自己負担額が6万3,000円を超えたとき

病気やけがでお医者さんにかかり、同じ人が同じ月内に6万3,000円以上(住民税非課税世帯は3万5,400円)の自己負担金(医療費の3割)を支払った場合、その超えた分について国保が負担して後で支給されます。

世帯合算ができます

一つの世帯で同じ月内に医療費の自己負担額が3万円以上(住民税非課税世帯は2万1,000円)の場合が2回以上あったとき、それらの額を合算して合計で6万3,000円(住民税非課税世帯は3万5,400円)を超えた分について後で支給されます。

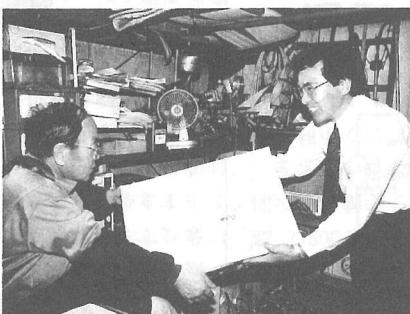
高額療養費の支払が年3回以上ある場合

過去12か月以内、一つの世帯で高額療養費の支払い

が3回以上あった場合、4回目以降は、1か月3万7,200円(住民税非課税世帯は2万4,600円)を超えた分について後で支給されます。

自己負担額の計算は

- ①月の1日から月末まで、つまり暦月ごとの受診について計算。
 - ②病院、診療所ごとに計算。
 - ③総合病院の各診療科はそれぞれ別計算。ただし入院患者が他の科で受けたときは合算。(歯科は別)
 - ④同じ病院で内科などと歯科がある場合、歯科は別計算。
 - ⑤一つの病院、診療所でも通院と入院は別計算。
 - ⑥差額ベッド料や基準看護の病院に入院したときの付添い看護料など保健診療の対象とならないものは除く。
- *高額療養費についてのお問い合わせは役場国保係(内線246)へ。



健康世帯103世帯に 記念品贈呈

「健康世帯は今年で3年め。たまには力ぜをひきますが、医者にかかるほどでもないので、そのおかげでしょうかね」と話してくださいました日隈末雄さん(栗山)

健康で明るい生活を営むには、普段から自分の健康は自分で守る"という意識を持ち、疾患予防に努めることが大切です。健康世帯のみなさんおめでとうございました。

これは、国民健康保険事業の一環として毎年実施しているもので、対象となるのは今年3月までの医療未受診世帯で、このうち国保税滞納世帯や、既に国保を脱退している世帯は除外されます。今年は3年以上が20世帯、1~2年が83世帯で、このうち最も長いのは10年連続の長崎正幸さんでした。

国民健康保険に加入している2837世帯のうち、昨年1年間以上お医者さんにかかるなかつた健康世帯は103世帯でした。町では、これらの世帯に対し記念品を贈り健康を祝いました。